

三 安全担当者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十八条第一項第二号に該当する者に行わせること。

（登録事項の変更の届出）

第八十一条 登録安全担当者講習実施機関は、第七十八条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（登録安全担当者講習事務規程）

第八十二条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項
- 二 登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
- 三 登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
- 四 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 五 第八十条第三号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
- 六 登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 七 不正受講者の処分に関する事項
- 八 その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

（登録安全担当者講習事務の休廃止）

第八十三条 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間
- 五 登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十四条 登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第八十五条 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第八十六条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習が第七十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第八十七条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が第八十条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第八十八条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するとき、第三條第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録安全担当者講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七十八条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき
- 二 第八十一条から第八十三条まで、第八十四条第一項又は次条の規定に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第八十四条第二項の規定による請求を拒んだとき
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき
- 五 不正の手段により第三條第二項第一号の登録を受けたとき

（帳簿の記載等）

第八十九条 登録安全担当者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録安全担当者講習の終了後二年間保存しなければならない。

- 一 登録安全担当者講習の受講料の収納に関する事項
- 二 登録安全担当者講習の受講の申請の受理に関する事項
- 三 登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 四 その他登録安全担当者講習の実施状況に関する事項

2 登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録安全担当者講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第九十条 国土交通大臣は、登録安全担当者講習の実施のため必要な限度において、登録安全担当者講習実施機関に対し、登録安全担当者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

- 第九十一条** 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
- 一 第三條第二項第一号の登録をしたとき
- 二 第八十一条の規定による届出があつたとき
- 三 第八十三条の規定による届出があつたとき
- 四 第八十八条の規定により第三條第二項第一号の登録を取り消し又は業務の停止を命じたとき